

## 第1回VFM評価に関するワーキンググループ議事概要

日 時：平成18年9月21日（木）16：00～18：00

場 所：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

出席者：山内座長、高橋委員、前田委員、

伊藤専門委員、土屋専門委員、松本専門委員、光多専門委員、美原専門委員

事務局：町田参事官、西崎企画官、荻野参事官補佐

### 議事概要

#### （1）議事録について

- ・ 原則として公開とする。
- ・ 非公開にしないと議論に差し支えがある資料については配慮する。
- ・ 議論がまとまったものは、必要に応じて随時公表していくべき。
- ・ 議事録は、1回ごとに公表する。

#### （2）議論の範囲、進め方について

事務局より資料1～3について説明。委員からの意見の概要は以下のとおり。

- ・ 最初の1、2回はそもそも論、つまりVFMの位置付けを整理した方がよい。
- ・ 必要性の議論と効率性の議論とが混乱している。VFMは基本的には効率性の議論であり、必要性の議論はその前にしておくべき議論。
- ・ 地方自治体のPFI指針をチェックして、事務局においてVFMに関する考え方について分析して欲しい。VFM算定における留意点の議論をするときに参考になる。
- ・ （事務局）地方自治体が定めているPFI指針の中で、VFMについての考え方を整理し、その結果を次回のWGでご議論いただく。
- ・ PFI指針でいい事例については公表すると良い。
- ・ 自治体にはVFMについて非常に理解度が深い人がいるので、そのような人から意見を聞くとマーケットの実情もわかり良いのではないか。
- ・ イギリスのVFMの考え方は微妙に変わってきており、数値としての有無ではなく、一定の調達プロセスから生み出される結果としての価値に着目している。
- ・ フランスでは、当然VFM評価はするが、数値に固執する教条的な考え方ではなく、あくまでも総合評価の一つの重要な指標という考えになる。

- ・ イギリスでは、V F Mの計算をしながら、そこで事業の組立をして、それがO Sに入  
って、それからモニターに入っていくという、ライフサイクル全体について、骨格を  
決めてみんなで合意し、最後モニターまでやっており、そこにV F Mの意味がある  
という位置付け。
- ・ 不確実性があるので、保証値や絶対値になることはない。あくまでも合理的な推定値。  
但し、管理者にとり一定の判断根拠が求められ、説明責任は管理者にゆだねられる。
- ・ V F Mが守らなければならないルールであるというのは本末転倒で、本来考えるべき  
方向へ管理者をもっていくことが必要。
- ・ V F Mは、P F Iでやっても結論としてメリットが出るのではないかという事前のテ  
ストとしての役割がある。
- ・ バリューの源泉をどこに求めるのかという議論をすべき。現物の単価、サービスの単  
価、組み合わせによるメリット、ライフサイクル、早期実施、リスク分担などがV F  
Mの源泉といわれてきた要素。
- ・ バリューの源泉も物の値段などのマーケットに収束していく間接的なものと、リスク  
を最終的に誰が負担するのかなどの直接的なものがあり、整理する必要がある。
- ・ リスクの最終負担者は誰かということは最後まで残ることに留意が必要。
- ・ リスクの分担に関しては、モラルハザードに留意が必要。
- ・ 十分な対話（ダイアログ）なくしてバリューは達成できない。
- ・ V F Mの源泉の分析をどう活用するのかという問題がある。
- ・ V F Mを評価する時点、時系列的な問題、事後評価の問題もある。
- ・ ガイドライン作成時には想定していなかった導入可能性調査が行われている実態、そ  
の実践的価値、効果、考え方・手法は好ましい慣行である限り、反映する必要がある。
- ・ 導入可能性調査がV F Mを歪めている側面もある。
- ・ サービスの質の評価をどうするか。
- ・ 経済モデルに関するプラクティスを公表・共有すべき。
- ・ 例えば削減率などは利率の設定によってはV F Mも大きくかわってくる。
- ・ 過去の経験などをフィードバックすることが必要。
- ・ リスクの把握の仕方によりコストに違いが出る。
- ・ 会計監査が会計基準という理論をまとめたものだけでは評価できないのと同様に、理  
論を踏まえた実務指針的なものを出していく必要がある。

- ・ P F I 法上必須条件であり、実務的にも必要なことであるので、V F M について考慮すべき要素は何か、どこまできっちりやるかについて議論すべき。
- ・ 公共発注のときに質をどの程度までのものを目指すかという話が、質を重要視すべきだという大合唱で消えつつある。
- ・ 初期段階で V E を導入すると、非常にバリューが出る。行政に基本プランを出させるやり方と、基本プランを参考情報とするやり方がある。
- ・ 一般納税者と受益者とが乖離しているケースは、どちらの視点で整理する方がよいのかという点は難しい。
- ・ ベストプラクティスを示すのは、実務担当者のレベルアップを図る上では、効果が期待できる。
- ・ 自治体向けに発信する際は、発信の仕方を工夫する必要がある。
- ・ 対象は、国と地方公共団体と行政法人と大きく 3 つあるが、1 つのもので対応するのか、それぞれ別とするのか考える必要がある。
- ・ V F M は効率性の指標であり、必要性が明確に決められ担保された後での議論。
- ・ 民間からの提案は、民間からの提案があったから V F M が出たという議論ではなく、民間からの提案として必要性の議論を行って、イコールの形でやっていくことが必要。
- ・ V F M の源泉の非常に大きなものが、民間にライフサイクル単位でゆだねていくということであり、P F I はライフサイクル全体を民間にゆだねる形を考える。
- ・ この三点を合意事項としたらどうか。
- ・ V F M の源泉とは何かということを把握する必要がある。
- ・ フィージビリティスタディーやスキームの設計など手順の問題も V F M と関わってくる。
- ・ V F M の位置づけは法的なものもあり、自治体にきちんとつくれるような形で発信する必要がある。

### ( 3 ) 次回日程調整等

- ・ 次回は 1 0 月 2 7 日の午前 1 0 時から行う。
- ・ 次回も基本的な考え方についてご議論いただくが、生産的なものにするためにも本日の議論を確認した上で、より敷衍するような議論を行う。

以上